高額療養費支給申請手続きが簡素化されます！

令和６年９月診療分以降

領収書が不要に

窓口での申請も１回だけでOKに！

これまで国民健康保険の高額療養費の申請には、該当する受診月の領収書が必要でしたが、青森県内の各市町村は、住民の皆様の手続きの負担低減を目的に、領収書を不要とするよう事務の統一化を進めています。

田舎館村においては、おもに令和６年９月以降の診療（令和６年10月以降に審査した診療）で発生した高額療養費については、領収書の添付を不要としました。

さらに、申請を一度行うだけで、それ以降に高額療養費が発生した場合は、原則申請なしで同じ口座に自動的に振込みを行います。

申請方法

うら面を御確認ください。紙の申請書のほか、
マイナンバーカードとマイナポータルでオンライン申請もできます。

支給について

一度申請すると、高額療養費が発生した場合に、同じ口座に自動で支給します。
診療から３～４か月後に振り込みます。審査の状況により、遅れる場合があります。
振込の前にお送りする決定通知書で金額や振込日を御確認ください。

簡素化の停止

例えば次のような場合は、簡素化が解除されます。

① 国民健康保険税の滞納が発生したとき
② 初回に申請したときの指定口座に振込ができなくなったとき
③ 世帯主が変更または亡くなったとき
④ 社会保険や後期高齢者医療に切り替わったとき
⑤ 申請内容に偽りその他不正があったとき　　など

その他

- 簡素化開始の前に発生した高額療養費は自動で支給しません。対象となる方には、これまでに御案内をお送りしておりますので、領収書等を持って申請してください。
- 診療月から２年経過すると時効により支給されません。お早めに申請してください。
- 簡素化の申請の案内が送付された方のほか、受診していなくても、国保の方であれば事前に申請し、口座を登録しておくことが可能です。

申請方法

紙の申請書　または　オンライン申請　が選べます。

紙の申請書を提出する場合

次の①～③を持って「役場　住民課　国保年金係」でお手続きください。

①申出書兼同意書

②世帯主と来庁する方の本人確認書類

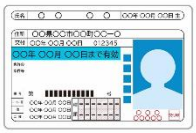

（マイナンバーカード、運転免許証など）
（来庁するのが別世帯の方の場合や、
親族以外の場合、委任状を求める場合があります。）

③世帯主名義の通帳・キャッシュカード等

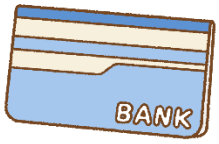

（世帯主以外の名義の口座の場合、
申出書の委任欄の記入が必要です。）

マイナポータルでオンライン申請する場合

以下を参考にお手続きください。（スマホの場合。パソコンもほぼ同様です。）

①事前準備

スマホにマイナポータルアプリをダウンロード

アプリストアに
リンクします。

パソコンで申請する場合も、スマートフォンのマイナポータルアプリを使ってマイナンバーカードの読み取りが可能なので、スマートフォンのマイナポータルアプリのダウンロードをお勧めします。

パソコンで申請する場合で、スマホアプリを使用しない場合は、別売の IC カードリーダー、公的個人認証の利用者ソフトのインストール、ウェブブラウザの拡張機能の追加が必要です。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（https://www.jpki.go.jp）を御覧ください。

②マイナンバーカードを読込み
マイナポータルにログインし
「さがす」をタップ

③自治体の設定がされていなければ
「青森県・田舎館村」に設定

③画面を下にスクロールし、
「国民健康保険」を選択

④画面をスクロールし、
「高額療養費の支給申請手続簡素化申出」
の「詳しく見る」⇒「申請する」

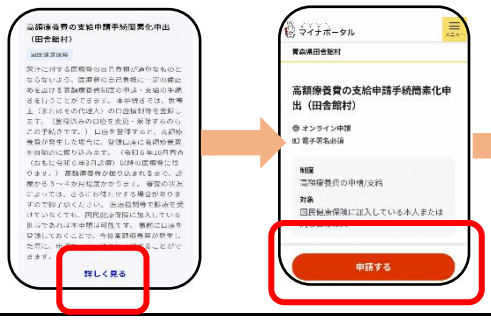

⑤マイナンバーカード
読み取り

数字４桁の暗証番号

⑥画面に沿って
必要事項を入力

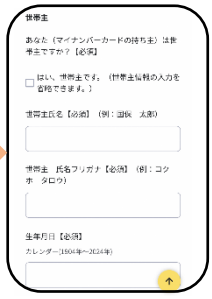

⑦最後にもう一度
カード読み取り、完了

英数字６～16 桁の暗証番号